

税率表(令和3年度)

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分 (注2)	介護保険分 (注3)
所得割額	令和2年中の所得に応じて計算します(注1)	8.1%	2.3%	1.4%
均等割額	国保加入者に応じて計算します	24,500円	6,700円	8,800円
平等割額	1世帯あたり定額を加算します	26,000円	6,400円	6,700円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円

(注1)令和2年中の所得とは、国保加入者の令和2年中(令和2年1月から令和2年12月)の所得で、給与所得や公的年金などの雑所得、事業所得、譲渡所得などの合計から43万円(基礎控除)を差し引いた金額です。所得税や道町民税のような扶養控除や医療費控除などはありません。

(注2)後期高齢者医療制度の創設により、平成20年度から「後期高齢者支援金等課税分」が加わりました。制度の運営を現役世代が支えるため、各医療保険者が負担するものです。後期高齢者医療費の内訳は、医療機関の窓口で直接支払う自己負担分を除くと、後期高齢者の保険料が1割、公費負担(国・道・市町村)が5割、そして後期高齢者支援金分が約4割となっています。この支援金分については国保も含めすべての医療保険が対象となっています。

(注3)国民健康保険加入者で40歳から64歳までの人が対象になります。対象となる人は、医療保険分、後期高齢者支援金分に加えて介護保険分を納めることとなります。